

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）の実施について

障害福祉サービス施設・事業所等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資の確保や障害福祉サービスを継続的に提供するための支援を行うとともに、感染防止対策を講じながらサービスの継続に努めていただいた職員に慰労金を支給します。

1 事業内容

（1）障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービスを提供するのに必要となるかかり増し経費（通常の障害福祉サービス提供時では想定されない経費）について支援します。

○補助上限額：サービス類型ごとに設定

生活介護 75.7 万円、施設入所支援 121.5 万円、
放課後等デイサービス 36 万円 など

（2）在宅サービス事業所による利用者への再開支援事業

在宅サービス事業所による障害福祉サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します。

○補助上限額：[利用者支援] 1利用者当たり 1,500円～2,500円
[環境整備] 20万円

（3）障害福祉サービス支援・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

対象期間（令和2年2月11日～6月30日）に障害福祉サービス施設・事業所等に
通算10日以上勤務し、利用者と接する業務に従事した職員の皆様に慰労金を支給しま
す。

○支給額：感染症が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者
と接する職員 20万円
その他の事業所で勤務し利用者
と接する職員 5万円

2 申請受付期間

令和2年8月17日（月）～令和3年2月28日（日） ※毎月15日～末日に受付

3 申請先

- （1）障害福祉サービス等報酬を請求可能な障害福祉サービス施設・事業所等（債権譲渡を行っている事業所等を除く）… 群馬県国民健康保険団体連合会
- （2）（1）以外の事業所等や退職職員等で事業所等からの慰労金申請が困難な方… 群馬県

4 問合せ専用電話

電話番号：027-897-2893、027-897-2894

受付時間：平日 8時30分～12時まで、13時～17時15分まで

5 その他

- ・詳細については、別添のパフレット及び群馬県ホームページを御確認ください。
群馬県ホームページ「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）」について： http://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00177.html